

白梅学園大学子ども学部進級規程（2018年度以降入学生適用）

（趣旨）

第1条 この規程は、子ども学部の第2年次の学生の第3年次への進級に関し必要な事項を定める。

（進級の要件）

第2条 子ども学部において、次の各号の全てに該当する者は、第3年次へ進級させる。

- （1）1年を超えて在学している者
- （2）別表1に定められた、進級に必要な単位数を修得している者
- （3）2年次前期でGPAが、1.5以上の者。ただし1.5未満の者で本学が定める履修指導を受け、認められた者を含む。

第3条 諸事情により、所定の期間に成績評価を行うことができない科目の単位は、別表1に定められた単位数に換算することはできない。

（原級留置）

第4条 進級判定の結果、要件を満たしていない者については、教授会の議を経て、第2年次に留め置くものとする。

附則

この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2020（令和2）年3月5日から施行する。

別表1：第3年次への進級に必要な単位数

*①②ともに満たしていること

	子ども学科	発達臨床学科	家族・地域支援学科
①第2年次終了時の総修得単位数	40単位以上	40単位以上	40単位以上
②進級要件科目 (単位修得済であることが必要な科目)	現代子ども学 教養基礎演習Ⅰ 教養基礎演習Ⅱ および以下2科目のうち、 いずれか1科目修得 保育原理 教育原理	現代子ども学 教養基礎演習Ⅰ 教養基礎演習Ⅱ および以下4科目のうち、 いずれか1科目修得 発達心理学 障害者教育総論 心理学研究法 心理学実験	現代子ども学 教養基礎演習Ⅰ 教養基礎演習Ⅱ および 現代家族論 以上4科目、全て修得